



住宅火災から お年寄りを守れ!

津消防タイムズ

第 24 号

発行 津市消防本部
〒514-1101
津市久居明神町 2276
編集 消防総務課
企画広報担当
TEL 059-254-0353
FAX 059-256-7755
協力 津市防火協会

火災などの
お問い合わせ
224-1881
救急医療情報案内
256-1199

すさまじい炎と煙に包まれて燃え上がる一般住宅 (平成19年11月13日 緑が丘にて)

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

- 3つの習慣・4つの対策 -

3つの習慣

寝たばこは、絶対しない。
ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
火災を小さいうちに消すため、**住宅用消火器等**を設置する。
お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

全国では、毎年約六万件の火災が発生しており、住宅から出火した火災による死者は、建物火災の約九割を占め、そのうち65歳以上の高齢者がその半数以上を占めています。

津市消防本部管内においても、平成十九年十一月三十日現在の火災件数は百五十三件（前年同期は百四十四件）で、建物火災は六十八件、うち三十九件は住宅火災です。また、これらの火災により五名の尊い命が失われ、二十三名の方が負傷しました。この五名の方はすべてが六十五歳以上の高齢者で住宅火災によるものです。

当消防本部や各地域の消防団においては、この悲惨な火災の

**年末特別
消防警報器実施中**
12月15日～12月31日
津市消防本部

実態を受けて、各ご家庭の火の元点検の指導や火災を早く知らせる「住宅用火災警報器」の設置推進など積極的にを行い、広く市民に火災予防を呼び掛けています。特にこれから冬本番を迎える時期、石油ストーブやファンヒーターなどの暖房器具の取り扱い方法を誤って出火した例も少なくありません。

住宅から火災を出さないためには、日頃から火の元をしつかり点検する習慣を付けることが大切です。また、高齢者のいるご家庭では家族全員で、防火対策の再確認を行って下さい。

住宅火災をいち早く知らせる「住宅用火災警報器」を設置しましょう!

くわしくは津市消防本部予防課予防担当まで 254-0354

「津消防タイムズ」は、津市ホームページ <http://www.info.city.tsu.mie.jp> 消防情報から